

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市条例第 1 6 号

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例

亀岡市循環型社会推進条例（平成 1 3 年亀岡市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 2 第 1 項中「（市が収集、運搬、処理及び処分するものであり、かつ、規則で定めるものに限る。）」を削る。

別表中「1 0 キログラムにつき 1 8 0 円」を「1 0 キログラムにつき 3 6 0 円」に、

「

粗大ごみ	1 個につき 1 0, 0 0 0 円を超えない範囲内において規則で定める額
------	--

」

を

「

粗大ごみ	市の指定する処分施設へ搬入するとき。	1 回の搬入量が 5 0 キログラム以下のとき 1, 0 0 0 円 1 回の搬入量が 5 0 キログラムを超えるととき 1, 0 0 0 円 に 5 0 キログラムを超える部分が 1 0 キログラムに達するまでごとに 4 0 0 円を加えた額
	市が収集運搬するとき。	1 個につき 1 0, 0 0 0 円を超えない範囲内において規則で定める額

」

に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、別表の改正規定（粗大ごみに係る部分を除く。）は、令和９年４月１日から施行する。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例要綱

- 1 家庭系一般廃棄物及びその他の一般廃棄物並びに粗大ごみを市の指定する処理施設へ搬入するときの手数料を次のとおり改定することとした。
 - (1) 家庭系一般廃棄物及びその他の一般廃棄物
10キログラムにつき360円
(現行10キログラムにつき180円)
 - (2) 粗大ごみ
1回の搬入量が50キログラム以下のとき 1,000円
1回の搬入量が50キログラムを超えるとき 1,000円に
50キログラムを超える部分が10キログラムに達するまでごとに400円を加えた額
(現行10キログラムにつき180円)
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、令和8年10月1日から施行することとした。ただし、1の(1)の改正規定については、令和9年4月1日から施行することとした。